

第4章

生活衛生課

生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当及び庶務・動物衛生担当で組織され、市民の日常生活に密接に関連する医事・薬事、環境衛生、食品衛生並びに狂犬病予防及び動物の愛護・管理等に係る各種の事業を実施した。

1 医事・薬事

(1) 医療機関等の許認可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

医事施設への立入調査は有床診療所3件を含む85件実施した。そのうち、診療用エックス線装置の監視指導については、保健対策課の診療放射線技師とともに監視指導を46件実施した。また、衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っており、今年度は6件の立入調査を実施した。

(2) 薬局等の許認可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、医薬品等一斉監視指導を2回及び医療機器一斉監視指導を1回実施すると同時に、医薬品等2品目、化粧品2品目及び医療機器1品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。

(3) 毒物劇物販売業者等の許認可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、6月には農薬等の一斉指導、10月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に努めている。

(4) 医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受け及び交付を行っている。

(5) 家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品等40検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

(6) 救急医療機関

医療機関から、救急業務に関し協力する旨の申し出があった場合の届出書類の受理及び実地調査等を行っている。平成27年度に救急業務に関し協力する旨の申し出があつて、告示のあつた医療機関は2施設であった。

(7) 年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっており、保健所では、医療機関等へ届出書類を発送するとともにそれらの受理（回収）を行っている。

医事薬事関係施設数及び監視指導件数（表1-1）

（平成27年度）

業績		施設数		新規	廃止	更新	諸届	監視指導	
		27年度末							
病院		40		0	0	・	94	3	
一般診療所		379	(162)	31	25	・	249	62	
	有床	18	(162)	1	2	・	12	3	
	無床	361		30	23	・	237	59	
歯科診療所		285		7	3	・	132	23	
	有床	0		0	0	・	0	0	
	無床	285		7	3	・	132	23	
助産所		14	(4)	0	0	・	0	1	
	有床	2	(4)	0	0	・	0	1	
	無床	12		0	0	・	0	0	
衛生検査所		6		0	1	・	23	6	
施術所	あま指*1、はり、灸	300		18	10	・	62	22	
	柔道整復	152		13	7	・	45	10	
出張施術業務者		268		27	13	・	0	0	
医業類似行為		0		0	0	・	0	0	
歯科技工所		83		3	2	・	12	5	
総数		1,527		99	61	・	617	132	
医薬品	薬局		222	13	11	33	918	108	
	販売業	一般販売業	1	0	0	0	0	0	
		店舗販売業	82	6	5	27	218	49	
		卸売(一般)販売業	38	4	2	3	23	9	
		薬種商販売業	・	・	・	・	・	・	
		特例販売業	・	・	・	・	・	・	
		配置販売業	・	・	・	・	・	・	
	薬局・製造販売業		16	1	1	1	31	1	
	薬局・製造業		16	1	1	1	3	1	
	麻薬小売業者		148	10	9	86	325	39	
	向精神薬販売業者		260	・	・	・	0	117	
	覚せい剤原料取扱薬局 *2		222	・	・	・	18	108	
高度管理医療機器販売業・貸与業		155	17	9	5	62	27		
高度管理医療機器販売業		120	15	6	8	80	62		
高度管理医療機器貸与業		1	0	0	0	0	0		
管理医療機器販売業・貸与業		412	6	1	・	4	87		
管理医療機器販売業		748	57	14	・	17	87		
管理医療機器貸与業		2	0	0	・	0	0		
化粧品販売業		343	23	18	0	0	0		
医薬部外品販売業		343	23	18	0	0	0		
毒物劇物	販売業	一般販売業	149	7	9	22	37	39	
		特定品目販売業	6	1	0	0	3	1	
		農薬用品目販売業	8	0	0	7	2	15	
	業務上取扱者	届出	電気メッキ業	2	0	0	・	0	2
			金属熱処理業	0	0	0	・	0	0
			運送業	1	0	0	・	0	0
		非届出	工場・研究所	62	・	・	・	・	4
			学校	142	・	・	・	・	0
総数		3,499		184	104	193	1741	756	

() 内は病床数 *1 あま指：あん摩マツサーズ指圧 *2 覚せい剤取締法第30条の7の第7号に規定する者の薬局

医療従事者免許受付件数（表 1 - 2）

年 度	区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯 科 技 工 士	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	視 能 訓 練 士	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	そ の 他 免 許	
26	総 数	898	32	14	101	87	8	402	84	4	13	46	—	4	43	59	1	
27	総 数	870	31	9	118	62	11	399	70	・	10	43	3	10	37	67	・	
	新 規	508	19	5	69	29	7	226	34	・	7	23	0	7	25	57	・	
	籍訂正・書換	319	9	4	47	32	4	157	23	・	3	15	1	3	12	9	・	
	再 交 付	39	1	0	1	1	0	15	13	・	0	5	2	0	0	1	・	
	除 籍 (まっ消)	2	2	0	0	0	0	0	0	・	0	0	0	0	0	0	0	・
	そ の 他	2	0	0	1	0	0	1	0	・	0	0	0	0	0	0	0	・

2 薬物乱用防止対策

覚せい剤・大麻・危険ドラッグ等が若年層を中心に氾濫していることから、東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会（以下「薬防協」）の活動を支援する「薬物乱用防止推進サポーター」を活用した啓発を行うとともに、薬物乱用防止啓発ポスター・パンフレットを作製し、市民に対して薬物の危険性等を幅広く周知するなど、薬物乱用の防止対策に努めている。

(1) 薬物乱用防止推進サポーター

市では、市民団体等から推薦された14名を薬物乱用防止推進サポーターとして登録し、薬防協指導員の薬物乱用防止教育や啓発活動を支援するとともに、それぞれの地域における啓発活動を強化し、多くの市民に薬物乱用の恐ろしさを訴えた。

表2-1

啓発活動	啓発内容
健康フェスタ（5月17日）	啓発物資2,000部配布、薬物乱用防止ポスター・標語の展示
いちょう祭り（11月22日）	啓発物資3,000部配布、薬物乱用防止ポスター・標語の展示



(2) 薬物乱用防止パンフレット

薬物に関するさまざまな情報が氾濫しその乱用者の低年齢化が進む中で、若年層に向けた啓発に重点を置くこととし、八王子薬剤師会と連携して作成した市独自の薬物乱用防止パンフレットを市内全高等学校や大学等に配布するなど薬物に対する意識の啓発を図った。

表2-2

パンフレット	配布部数	配布先
危険ドラッグのこと 本当に知っていますか？	27,320部	市内全高等学校、大学等



3 環境衛生

環境衛生事業は、市民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

(1) 施設と監視指導

環境衛生関係施設数・許可・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）（表3-1）

業種	施設数		新規	廃止	諸届	監視指導	
	26年度末総数	27年度末総数					
総数	6,459	6,390	109	178	417	903	
理容所	318	317	14	15	32	161	
美容所	676	690	43	29	141	381	
クリーニング	312	310	11	13	3	21	
内訳	一般	108	107	4	5	0	6
	取次所	204	203	7	8	3	15
公衆浴場	39	42	4	1	17	56	
内訳	普通	3	3	—	—	—	3
	その他	36	39	4	1	17	53
旅館業	64	64	4	4	11	71	
内訳	ホテル	24	24	1	1	7	28
	旅館	34	35	1	—	3	36
	簡易宿所	6	5	2	3	1	7
	下宿	—	—	—	—	—	—
	季節営業（再掲）	—	—	1	1	—	1
興行場	26	26	—	—	5	15	
内訳	映画館	13	13	—	—	—	9
	多目的利用施設	8	8	—	—	2	3
	その他	5	5	—	—	3	3
仮設興行場	—	—	—	—	—	—	
プール	24	24	14	14	14	46	
水道施設	3,154	3,067	12	99	108	98	
内訳	上水道	—	—	—	—	—	—
	簡易水道	—	—	—	—	—	—
	専用水道	36	35	—	1	26	43
	簡易専用水道	766	746	2	22	16	18
	特定小規模貯水槽水道等	599	577	7	29	63	28
特定外小規模貯水槽水道等	1,753	1,709	3	47	3	9	
温泉利用施設	10	12	3	1	7	25	
墓地等	1,666	1,665	1	2	1	10	
内訳	墓地	1,650	1,649	1	2	—	9
	納骨堂	15	15	—	—	—	—
火葬場	1	1	—	—	1	1	
特定建築物	170	173	3	—	78	19	

環境衛生関係施設・届出・廃止・監視指導件数（要綱に基づく施設）（表3-2）

業種	施設数		新規	廃止	諸届	監視指導
	26年度末 総数	27年度末 総数				
総数	894	895	3	2	—	14
コインオペレーションクリーニング コインシャワー 飲用に供する井戸等	59 — 835	61 — 834	3 — 0	1 — 1	— — —	10 — 4

(2) 環境衛生関係施設の検査

環境衛生関係施設法に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行った。なお、施設の検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

ア 理容所・美容所の空気検査（表3-3）

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）	
					適合	不適合	照度	炭酸ガス
理容所	69	67	2	69	67	2	—	2
美容所	21	21	0	21	21	—	—	—
					基準		100Lux以上	(0.5%以下)*

*（ ）内は指導基準によるもの

イ 公衆浴場の水質検査（表3-4）

業種	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）					
					適合	不適合	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸菌群	照度	レジオネラ 属菌	遊離残留 塩素
普通	3	3	—	24	24	—	—	—	—	—	—	
その他	40	32	8	202	184	18	—	—	1	10	3	5
					基準		5度以下	25mg/ℓ以下	1個/mℓ以下	20Lux以上	検出されないこと	0.4mg/ℓ以上

ウ 宿泊施設の浴槽水の水質検査（表3-5）

循環式浴槽を使用している宿泊施設の浴槽水について、レジオネラ属菌の検査を行った。

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適数（延べ数）
						レジオネラ属菌
1	1	—	2	2	—	—
						基準 検出されないこと

エ 興行場の空気検査（表3-6）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量	照度
14	8	6	28	22	6	—	6	—	—
				基準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下	*

* 場内において映写中または演技中は0.2Lux以上、休憩中は20Lux以上

オ プールの水質検査（表3-7）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）								
				適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	レジオネラ属菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス
28	27	1	84	83	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—
				基準		5.8～8.6	2度以下	12mg/l以下	検出されないこと	200個/ml以下	検出されないこと	100Lux以上	0.4mg/l以上	0.15%以下

カ 温泉利用施設の水質検査（表3-8）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適合数（延べ数）
						レジオネラ属菌
6	5	1	11	10	1	1
				基準		検出されないこと

キ 特定建築物の空気検査（表3-9）

事務所、学校、店舗、興行場、旅館、図書館、博物館等、多数の人が利用する建築物のうち、延べ建築面積が3,000 m²以上（学校教育法第1条に規定する学校は8,000 m²以上）の特定建築物の立入検査を実施し、室内空気環境測定等を行った。

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適合数（延べ数）							
			温度	相対湿度	気流	浮遊粉じん量	二酸化炭素	一酸化炭素	ホルムアルデヒド*	
8	5	3	2	6	—	—	—	—	—	
			管理基準	17℃以上28℃以下	40～70%	0.5m/秒以下	0.15mg/m ³ 以下	1000ppm以下	10ppm以下	0.1 mg/m ³ (0.08ppm)以下

(3) 行政による水質検査

専用水道や井戸水などの実態把握のため、行政検査を行った。

ア 専用水道の水質検査 (表3-10)

区分	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数 (延べ数)			
					適合	不適合	水質管理目標設定項目 (7項目)	要検討項目 (12項目)	農薬 (17項目)	放射能 (2項目)
原水	6	6	—	6	6	—	—	—	—	—
浄水	6	6	—	6	6	—	—	—	—	—

イ 井戸水の水質検査 (表3-11)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数 (延べ数)					
				適合	不適合	水質基準項目 (24項目)	水質管理目標設定項目 (6項目)	要検討項目 (8項目)	農薬 (25項目)	クリプトスポリジウム指標菌 (2項目)	放射能 (2項目)
5	5	—	5	5	—	—	—	—	—	—	—

(4) 衛生管理講習会

各環境衛生施設の衛生水準の向上を図るため、施設の衛生管理講習会を開催した。

衛生管理講習会 (表3-12)

	対象	回数	内容	受講者数
1	プールの管理者	1	プールの安全管理と衛生管理について	77
2	子ども施設の管理者	1	小規模プールの衛生管理、感染症・自殺予防について	66
3	理容所の経営者	1	理容所の衛生管理、感染症・自殺予防について	128
4	美容所の経営者	1	美容所の衛生管理、感染症・自殺予防について	177
5	旅館業の経営者	1	トコジラミの実態と対策、感染症・自殺予防について	25
6	特定建築物の管理者	1	特定建築物の防虫防鼠管理と維持管理について	107
7	理美容所の経営者	1	理美容所の衛生管理、感染症・自殺予防について	46
8	循環式浴槽施設の管理者	1	レジオネラ症の基礎知識と衛生管理について	38

(5) 苦情と相談

内容別相談件数 (表3-13)

総数	営業関係			飲料水					その他
	六法*	その他 (特定建築物含む)	計	水道法適用施設	特定小規模貯水槽水道	特定外小規模貯水槽水道	飲用に供する井戸等	計	
1,398	672	477	1,149	120	51	15	47	233	16

* 六法：理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法

(6) 室内環境対策

健康づくりや快適な居住環境の確保のため、ダニ・カビの発生、有害化学物質などに関する相談に対し、助言・指導を行った。

室内環境対策（表3-14）

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	合計
相談件数	12	10	4	334	9	12	381
調査件数	—	—	—	43	1	1	45

(7) 飛散花粉数調査

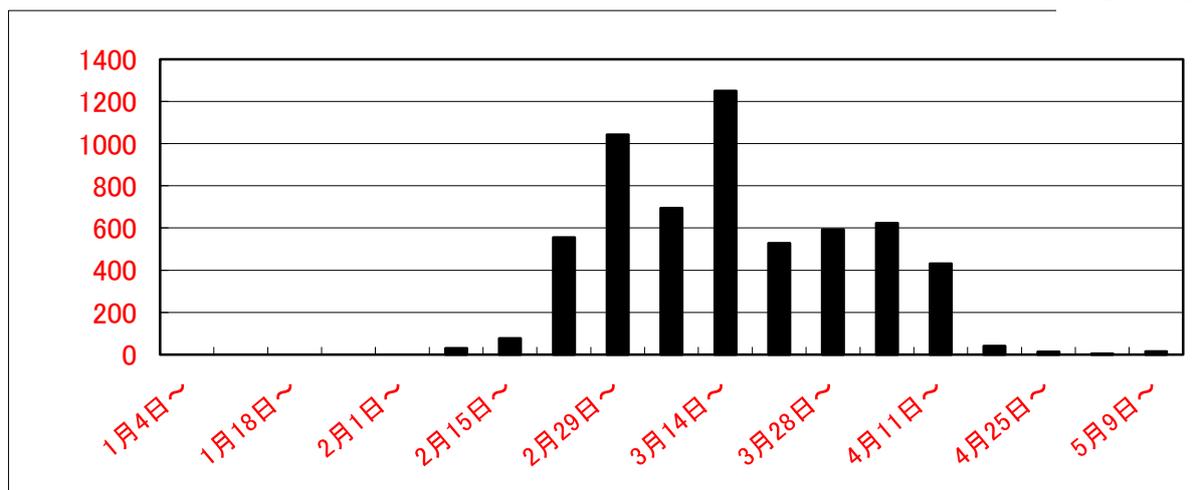
花粉症対策の基礎資料とするため、八王子市保健所を観測点として、スギ、ヒノキ、ブタクサ等の飛散花粉数を調査した。

平成28年春（平成28年1月4日から5月15日までの間）の八王子の観測点でのスギ・ヒノキ科合計飛散花粉数は5898.5個/cm²を観測し、昨春の約1.6倍の飛散となった。

都内のスギ、ヒノキ科合計飛散花粉数は昨春と比べて、約1.4倍であり、過去10年間で5番目に多く平均と同程度だった。

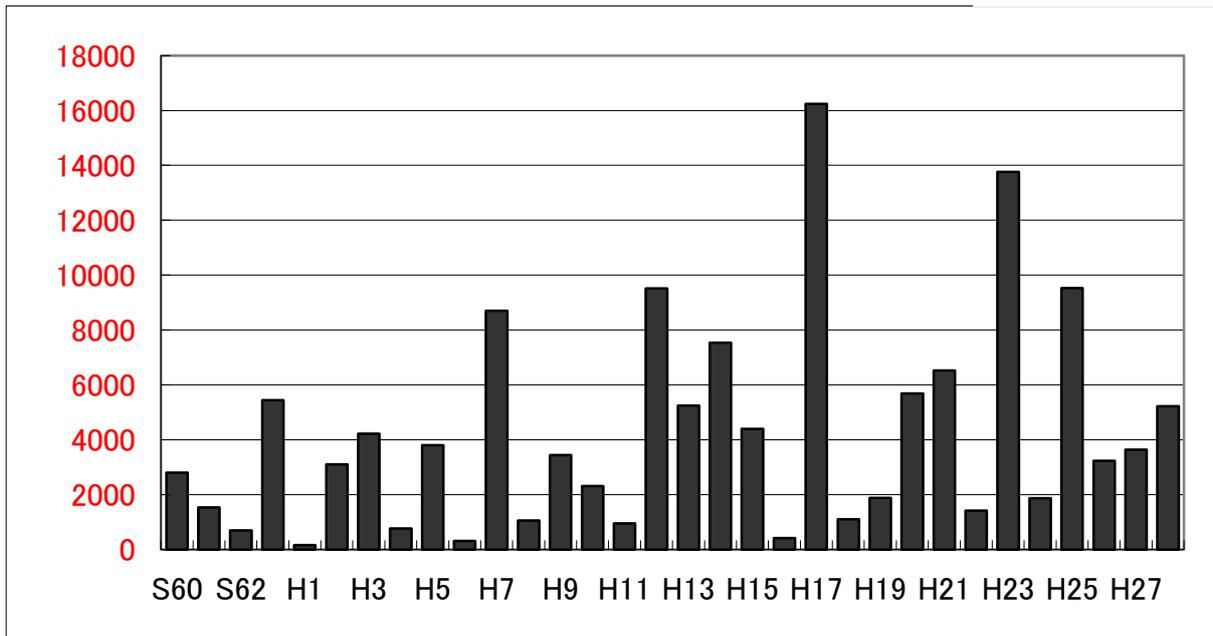
八王子観測点のスギ・ヒノキ科合計飛散花粉数（週別）（図3-1）

（個/cm²/週）



都内の観測地点の平均値（年別）（図3-2）

（個/cm²/シーズン）



4 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品衛生の安全を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これらの施設に対する監視指導、食中毒を起こしやすい業種の重点監視及び市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の取去検査を実施した。また、衛生講習会を実施し、食品関係業者等の衛生知識の普及向上に努めた。

(1) 営業施設、許可数、監視指導件数

ア 食品衛生法第52条に規定する営業（表4-1）

区 分	26年度末 営業所数	27年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	
			新 規	更 新			
合 計	8,531	8,393	853	1,043	991	3,025	
飲 食 店 営 業	旅 館 ・ ホ テ ル	47	46	2	11	3	21
	バ ー ・ キ ャ バ レ ー	226	234	32	5	24	33
	一 般 飲 食 店	3,270	3,277	342	381	335	1,148
	民 生 食 堂	1	—	—	—	1	—
	す し 屋	134	128	3	22	9	74
	そ ば 屋	117	118	7	21	6	64
	仕 出 し 屋	38	39	2	10	1	16
	弁 当 屋	180	170	16	20	26	92
	そ う 菜 店	147	140	9	18	16	79
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 等	17	17	2	1	2	3
	移 動 時 臨	4	2	—	1	2	1
	許 可 あ る 集 団 給 食	347	333	29	76	43	87
	自 動 車	265	271	23	37	17	56
	自 動 販 売 機	93	95	27	2	25	20
天 ぷ ら 船 屋 形 船	25	38	20	2	7	21	
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	
小 計	4,911	4,908	514	607	517	1,715	
喫 茶 店 営 業	店 舗	59	63	9	3	5	15
	自 動 販 売 機	636	608	44	95	72	122
	自 動 車	3	3	1	—	1	1
	小 計	698	674	54	98	78	138
菓 子 製 造 業	パ ン 製 造 業	144	145	11	17	10	64
	生 菓 子 製 造 業	158	147	9	21	20	66
	そ の 他 の 菓 子 製 造 業	300	289	25	30	36	106
	移 動 時 臨	—	—	—	—	—	—
	自 動 車	92	86	7	19	13	23
	—	27	34	14	—	7	10
小 計	721	701	66	87	86	269	
あ ん 類 製 造 業	3	3	—	1	—	3	
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	59	63	7	7	3	21	
乳 処 理 業	—	—	—	—	—	—	
計	6,392	6,349	641	800	684	2,146	

区 分	26年度末 営業所数	27年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数	
			新 規	更 新			
特別牛乳さく取処理業	—	—	—	—	—	—	
乳 製 品 製 造 業	5	6	1	2	—	12	
集 乳 業	—	—	—	—	—	—	
乳類販売業	専業 ショーケース売り	32	—	1	2	4	
	自動販売機	617	71	66	87	254	
	自動販売車	331	281	13	40	51	
	移動販売	6	8	2	—	1	
小 計	986	920	86	107	152	310	
食 肉 処 理 業	12	12	—	4	—	8	
食肉販売業	一般 包装	124	123	5	12	6	92
	自動販売機	355	341	46	34	60	97
	自動販売車	—	—	—	—	—	—
	移動販売	2	3	1	—	—	—
小 計	481	467	52	46	66	189	
食 肉 製 品 製 造 業	7	7	—	—	—	1	
魚介類販売業	一般 包装	153	149	9	21	13	110
	自動販売機	334	320	55	33	69	101
	自動販売車	5	5	1	—	1	—
	小 計	492	474	65	54	83	211
魚介類せり売業	1	1	—	1	—	1	
魚ねり製品製造業	7	7	—	1	—	12	
食凍・冷の蔵冷業	冷凍業	11	11	—	1	—	15
	冷蔵業	9	10	1	1	—	3
	小 計	20	21	1	2	—	18
食品の放射線照射業	—	—	—	—	—	—	
清涼飲料水製造業	7	7	—	2	—	9	
乳酸菌飲料製造業	—	—	—	—	—	—	
氷雪製造業	氷雪製造業	—	—	—	—	—	—
	自動角氷製造機	—	—	—	—	—	—
	自動販売機	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
氷 雪 販 売 業	5	5	—	2	—	2	
食製動物性油脂業	動物性油脂	1	2	1	1	—	2
	植物性油脂	1	1	—	—	—	—
	小 計	2	3	1	1	—	2
マーガリン又はショートニング製造業	—	—	—	—	—	—	
みそ製造業	—	—	—	—	—	—	
醬油製造業	—	—	—	—	—	—	
計	2,025	1,930	206	222	301	775	
ソ ー ス 類 製 造 業	2	3	1	—	—	3	
酒 類 製 造 業	2	2	—	—	—	—	
豆 腐 製 造 業	20	19	—	4	1	44	
納 豆 製 造 業	1	1	—	—	—	—	
めん類製造業	37	34	—	9	3	27	
そうざい製造業	43	46	4	8	1	27	
かん詰又はびん詰食品製造業	4	4	—	—	—	—	
添加物製造業	5	5	1	—	1	3	
計	114	114	6	21	6	104	

イ 食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（表4-2）

区 分	26年度末 営業所数	27年度末 営業所数	許可件数		廃業数	監視件数		
			新 規	更 新				
食 品 製 造 業 等 取 締 条 例 等 に 関 する 営 業	行 商	弁 当 等 人 力	・	7	7	・	—	7
		菓 子	2	3	3	・	3	—
		豆腐及びその加工品	1	1	1	・	1	—
		弁 当 類	37	16	16	・	16	1
		ゆ で め ん 類	—	—	—	・	—	—
		そ う 菜 類	1	—	—	・	—	—
		アイスクリーム類	—	—	—	・	—	—
		魚介類及びその加工品	1	3	3	・	3	—
		小 計	42	30	30	・	23	8
	つ け 物 製 造 業	24	24	1	2	1	5	
製 菓 材 料 等 製 造 業	5	5	—	2	—	4		
粉 末 食 品 製 造 業	13	12	1	1	2	2		
そ う 菜 半 製 品 等 製 造 業	9	9	—	4	—	6		
調 味 料 等 製 造 業	27	31	7	3	3	20		
魚 介 類 加 工 業	3	3	—	1	—	3		
液 卵 製 造 業	—	—	—	—	—	—		
食 料 品 等 販 売 業	店 舗	607	584	66	65	89	202	
	包 装	244	240	41	23	45	92	
	包 装（一 時 販 売）	—	4	6	—	2	1	
	自 動 販 売 機	92	87	2	3	7	4	
	移 動 販 売 車	10	12	2	—	—	1	
	小 計	953	927	117	91	143	300	
卵 選 別 包 装 業 者	2	2	—	・	—	—		
総 計	1,078	1,043	156	104	172	348		
制 扱 の 条 規 取	ふ ぐ 取 扱 所	53	54	3	・	2	65	
	ふ ぐ 加 工 製 品 取 扱 施 設	104	103	6	・	7	69	

* 行商（弁当等人力を除く）については、平成27年1月1日～12月31日迄である。

ウ 食品製造業等取締条例に規定する営業（集団給食）（表4-3）

区 分	26年度末 営業所数	27年度末 営業所数	報告数	廃業数	監視件数	
総 数	308	313	8	3	297	
集 団 給 食 施 設	学 校 ・ 幼 稚 園	87	88	1	—	95
	病 院 ・ 診 療 所	23	23	—	—	21
	工 場 ・ 事 業 所	2	2	—	—	—
	児 童 福 祉 施 設	113	113	3	3	115
	社 会 福 祉 施 設	62	65	3	—	48
	ボ ラ ン テ ィ ア 給 食	4	4	—	—	—
	そ の 他	15	16	1	—	17
	給 食（届 出 以 外）	2	2	—	—	1

エ 食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数（表4-4）

区 分	26年度末 営業所数	27年度末 営業所数	許 可 件 数	休止数	廃業数	監視件数
食 鳥 処 理 業	3	3	—	1	—	8

オ 食品衛生法施行細則第16条に規定する営業等（表4-5）

区 分	26年度末 営業所数	27年度末 営業所数	報 告 件 数	廃業数	監視件数		
総 計	5,650	5,651	1	—	987		
許可を要しない食品製造業	製粉・精米・精麦業	111	111	—	—	1	
	つけ物製造業	29	30	1	—	4	
	その他の食品製造業	一般食品	32	32	—	—	—
		乳肉食品	—	—	—	—	—
	小 計	172	173	1	—	5	
許可を要しない食品販売業	魚介類加工品販売業	677	677	—	—	108	
	乳製品販売業	704	704	—	—	121	
	アイスクリーム類販売業	851	851	—	—	119	
	野菜果物販売業	589	589	—	—	105	
	菓子(パンを含む)販売業	1,020	1,020	—	—	160	
	主食販売業	168	168	—	—	72	
	酒類・調味料販売業	385	385	—	—	84	
	その他の食品販売業	179	179	—	—	94	
	小 計	4,573	4,573	—	—	863	
器具容器包装おもちゃ	食器具容器包装製造業	—	—	—	—	—	
	食器具容器包装販売業	214	214	—	—	54	
	おもちゃ製造業	—	—	—	—	—	
	おもちゃ販売業	221	221	—	—	34	
	小 計	435	435	—	—	88	
添加物製造業	—	—	—	—	—		
添加物販売業	470	470	—	—	31		
乳さく取業	—	—	—	—	—		

(2) 食品検査等

ア 食品別収去検査（健康安全研究センター等送付分）（表4-6）

項目 食品分類		合 計			細菌検査			化学検査		
		合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
26年度管内総数		195	195	—	123	123	—	72	72	—
27年度管内総数		192	192	—	122	122	—	70	70	—
魚介 類等	魚 介 類	9	9	—	9	9	—	—	—	—
	魚 介 類 加 工 品	15	15	—	7	7	—	8	8	—
冷凍 食品	無 加 熱 摂 取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍 結 前 加 熱 済 ・ 加 熱 後 摂 取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍 結 前 未 加 熱 ・ 加 熱 後 摂 取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肉 ・ 卵 類 及 び そ の 加 工 品		15	15	—	12	12	—	3	3	—
乳・ 乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 製 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 類 加 工 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アイスクリーム類・氷菓	5	5	—	5	5	—	—	—	—
農産 物等	穀 類 及 び そ の 加 工 品	2	2	—	—	—	—	2	2	—
	野 菜 類 ・ 果 物 及 び そ の 加 工 品	28	28	—	16	16	—	12	12	—
菓 子 類		38	38	—	22	22	—	16	16	—
飲料・ 氷雪・ 水	清 涼 飲 料 水	14	14	—	7	7	—	7	7	—
	酒 精 飲 料	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	氷 雪	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他 の食品	缶 詰 ・ び ん 詰	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	調 味 料	6	6	—	1	1	—	5	5	—
	そうざい類及びその半製品	60	60	—	43	43	—	17	17	—
	上 記 以 外 の 食 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
添加物	別表第2の添加物及び製剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 添 加 物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
器具等	器 具 及 び 容 器 包 装	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	お も ち や	—	—	—	—	—	—	—	—	—

* 検査項目について

細菌検査

一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、セレウス菌、腸管出血性大腸菌、等

化学検査

保存料、甘味料、着色料、漂白剤、残留農薬、酸化防止剤、アレルギー物質、等

ただし、検査対象品目により検査項目は異なります。

イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業（すし屋、弁当屋等）や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査した。また、検査を実施したすべての業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行った。

食品・器具・手指の検査（保健所実施分）（表４－７）

年度	区 分		検査数	細菌検査		化学検査	
				良	不良	良	不良
26	管内総数		784	724	60	—	—
27	管内総数		629	603	26	—	—
	内 訳	手調理器具	317	295	22	—	—
		食その	312	308	4	—	—
		の他	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	

(3) 食中毒

ア 食中毒発生状況

平成27年度は5件の食中毒事件が発生した。病因物質はノロウイルス、カンピロバクター・ジェジュニ、ヒスタミン及びアニサキスであった。

食中毒発生状況（表４－８）

総数		内 訳				
26年度	27年度	発生年月日	原因施設	原因食品	原因物質	患者数／喫食者数
	5件	平成27年5月12日	飲食店（一般）	会食料理	カンピロバクター・ジェジュニ	3名/5名
		平成27年12月10日	もちつき大会	もち	ノロウイルス	38名/95名
8件		平成28年2月3日	給食届出施設	いわし団子	ヒスタミン	8名/137名
		平成28年2月27日	飲食店（一般）	会食料理	ノロウイルス	8名/16名
		平成28年3月12日	家庭	さば寿司	アニサキス	1名/3名

イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体の依頼により患者調査等を行った。

食中毒関連調査（表４－９）

事件数	調査対象数				検査件数		
	患者関係			施設関係	総数	病因菌検出状況	
	総数	発病状況				不検出	検出
		非発病	発病				
36	86	36	50	6	31	8	23

(4) 苦情・相談等

ア 苦情処理件数 (表4-10)

年度	件数	苦 情 内 容										
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発 生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その他
26	153	7	27	-	5	17	45	8	23	2	-	22
27	171	8	33	7	2	21	63	4	14	1	2	16

* 食品関係業務報告書に記載した件数。苦情内容が複数の場合があるため、件数と一致しない。

イ 相談件数 (表4-11)

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
6,691	2,695	3,996

(5) 講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可不要の集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会 (A) は、保健所等がテーマを企画した特別講習会で講習時間が2時間以上の講習会である。食品衛生実務講習会 (B) は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する講習会で講習時間が1時間以上の講習会である。また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

講習会開催状況 (表4-12)

年度	区 分	食品衛生実務講習会 (A)	食品衛生実務講習会 (B)	その他(消費者等)	合計
26	回 数	3	45	9	57
	受講者数	588	1,515	224	2,327
27	回 数	3	47	8	58
	受講者数	594	1,686	237	2,517

(6) 調理師・製菓衛生師免許

調理師・製菓衛生師免許申請数 (表4-13)

年度	区 分	調 理 師	製菓衛生師	
26	管 内 総 数	215	8	
27	管 内 総 数	221	10	
	内 訳	免 許 申 請	189	10
		免 許 証 書 換 交 付 申 請	9	-
		免 許 証 再 交 付 申 請	23	-

(7) 縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の一斉監視件数 (表 4-14)

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	10	1,333

(8) 化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

化製場・畜舎施設数等及び監視指導状況 (表 4-15)

年度	区 分	総 数	化製場等	動物質原料 運 搬 業	動物質原料 運搬容器数
26	年度末施設数等	2	1	1	5
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—
27	年度末施設数等	2	1	1	5
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—

5 動物衛生

狂犬病予防のために、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施した。

また、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取り組みとして動物飼養にかかわる指導、相談、苦情対応及び犬・猫等の引取り、保護収容を実施した。

飼い主のいない猫に関する問題に対応するため、「飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金制度」を実施した。

また、中核市への移行に伴い、適正な動物飼養を指導する八王子市動物愛護推進員を委嘱し、その活動に対する協議や動物衛生業務に関して総合的な見地から意見聴取を行う八王子市動物愛護推進協議会を設置した。

犬の登録と狂犬病予防注射（表5-1）

年度	鑑札交付数	年度末登録頭数	注射済票交付数
26	2,213	29,626	23,177
27	2,243	29,660	22,858

* 鑑札交付数には再交付及び交換を含み、注射済票交付数には再交付を含む。

犬の捕獲・収容及び犬・猫の引取り等（表5-2）

年度	犬の捕獲 収容頭数		引取り頭数								負傷動物収容頭数				
			飼い主から				拾得者から				犬		猫		その他
	成犬	子犬	犬		猫		犬		猫		成犬	子犬	成猫	子猫	
		成犬	子犬	成猫	子猫	成犬	子犬	成猫	子猫	成犬	子犬	成猫	子猫		
26	9	—	7	—	—	—	59	—	1	75	3	—	37	8	2
27	6	—	3	—	—	—	45	—	—	33	3	—	32	9	—

犬・猫の返還、譲渡、殺処分（表5-3）

年度	返還頭数					譲渡頭数					殺処分頭数				
	犬		猫		その他	犬		猫		その他	犬		猫		その他
	成犬	子犬	成猫	子猫		成犬	子犬	成猫	子猫		成犬	子犬	成猫	子猫	
26	52	—	2	—	—	24	—	5	1	—	7	—	34	82	2
27	36	—	—	—	—	21	—	1	11	—	3	—	30	31	—

動物による事故及び苦情件数（表5-4）

年度	動物による事故				苦情相談等処理件数																
	犬		その他		犬								猫							その他	
	犬数	被害者数	動物数	被害者数	総数	内訳							総数	内訳							
						放浪	拾得	負傷	放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声		その他	拾得	負傷	汚物・汚水	悪臭	鳴き声		その他
26	24	24	—	—	175	21	46	2	15	18	8	27	38	178	27	39	16	4	3	89	8
27	18	18	—	—	228	10	55	2	21	26	9	42	63	222	36	32	31	8	2	113	18

* 平成22年度から都への報告様式改正に伴い計上項目を追加

普及啓発事業実施回数（表5-5）

年度	適正飼養講習会	動物教室	地域猫講演会	七国公園ドッグラン 利用登録申込者説明会
26	1	3	1	—
27	1	3	1	1

飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金制度交付実績（表5-6）

区分	26年度	27年度
不妊手術 (めす猫)	332件	326件
去勢手術 (おす猫)	262件	272件
計	594件	598件

* 助成額は めす5,000円、おす3,000円